

北海道岩見沢東高等学校 記念事業協賛会会則

第1条 名称

本会は、北海道岩見沢東高等学校創立全日制100周年・定時制80周年記念事業協賛会と称する。

第2条 目的

本会は、上記記念事業に協賛し、これを遂行・達成することを目的とする。

第3条 会員

本会は北海道岩見沢東高等学校同窓会（大地会）会員、定時制同窓会会員、全定 PTA 会員（教職員含む）と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第4条 事業

本会の主たる事業は次のとおりとする。

- 1 100周年記念誌の作成・発刊
- 2 記念式典と祝賀会の実施
- 3 記念事業・記念行事の実施
- 4 その他必要と認めた事項

第5条 役員

本会には、次の役員を置く。

- 1 会 長 全日制同窓会長をもってこれにあてる。
- 2 副 会 長 全定 PTA 代表各1名と全日制同窓会副会長及び定時制同窓会長をこれにあてる。
- 3 事務局長 全日制同窓会幹事長をもってこれにあてる。
- 4 事務局次長 全定教頭2名、事務長をもってこれにあてる。
- 5 常任理事 全定同窓会と全定 PTA 会員の中から会長が委嘱する。
- 6 理 事 全定同窓会と全定 PTA 会員の中から会長が委嘱する。
- 7 監 事 全日同窓会と全日 PTA 会員の中から会長が委嘱する。
- 8 顧 問 等 顧問・相談役・参与をおくことができ、会長がこれを委嘱する。

第6条 任務

- 1 会長は、本会を代表して会務を統括し、会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えある時はその代行をする。

- 3 事務局長は、各専門部ならびに事務局を統括する。
- 4 常任理事は、本会の目的のため、企画運営にあたる。
- 5 理事は、本会の目的のため、事業推進にあたる。
- 6 監事は、本会の会務と会計を監査する。

第7条 事務局

事務局は、各専門部間の連絡調整・運営支援及び協賛会の統轄業務を行う。事務局には事務局次長と事務局員（教職員）を置く。

第8条 専門部

本会の円滑な運営を図るため、下記の専門部を置き以下の事項を行う。専門部は、部長・副部長・専門部理事・学校代表で構成する。本会の常任理事を部長とし、副部長、専門部理事・学校代表は会長がこれを委嘱する。

- 1 総務部 (総合企画・予算編成・予算執行・渉外・文書作成・会務記録・その他の部にも属さない事項)
- 2 財務部 (資金調達・会計事務・決算等に関する事項)
- 3 事業部 (記念事業に関する事項)
- 4 行事部 (式典・祝賀会等に関する事項)
- 5 編集部 (情報収集・編集・発刊・販売に関する事項)

第9条 会議

会議は総会・役員会・専門部会・その他必要な会議とする。会長は必要に応じて会議を招集する。

- 1 総 会 第5条の役員全員をもって構成する。
- 2 役員会 会長・副会長・常任理事・事務局をもって構成する。
- 3 専門部会 専門部は必要に応じて部長が招集できる。

第10条 会計

本会の経費は、本会会員並びに一般有志の賛助金をもってあてる。

第11条 表簿

本会には、会計簿並びに各種会議の記録簿を備え、会員は閲覧できる。

第12条 会の存続

本会は令和3年3月10日の設立総会をもって発足し、事業終了・決算完了をもって解散する。

附則 本会則は、令和3年3月10日より施行する。